

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和4年3月25日（金）午後1時30分～午後1時38分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 榎谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、税務課長 古田佳代子、同統括主査 水野珠美

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第32号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第33号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和4年3月25日）

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、関係者おそろいですので、ただいまより総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 今回、また追加で条例改正をお願いすることになりました。国の法律改正に伴うものでございますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、審査に入ります。

議案第32号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略でお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 私から2点お聞かせいただきたいと思います。

先ほど本会議におきましては、4年度の固定資産税への収入額の影響額に対して、補填の質疑がございました。私がここでお聞きしたいのは、4年度の固定資産税への、その収入源となりますので、その影響額はどれくらいを見込んでみえるのか、まず最初にそれをお聞かせいただきたいと思います。

◎税務課統括主査（水野珠美君） 現時点での影響額ですが、概算で、固定資産税と都市計画税合わせて100万円程度となります。

◎委員（黒川 武君） 固定資産税と都市計画税と合わせて100万円程度ということでございますが、もう一点お聞かせ願いたいというのは、文章の中で、その対象となる物件というか、用途が商業地等というふうに記載してあるんですね。商業地は分かるんですが、この等というのは何を意味するのかということと、これとちょっと関連するだろうと思うんですが、住宅用地とか農地とか雑種地などの用途の固定資産税についても今回のこの負担調整の改正内容が適用されるものかどうか、そこのところについても聞かせていただきたいと思います。

◎税務課長（古田佳代子君） まず商業地等の定義なんですけれども、こちらは地方税法のほうで決まっております、商業地というと宅地等のうち住宅用地以外の宅地になります。今回の商業地等の対象になってくるのは、住宅用地は対象ではありません。雑種地は対象になります。農地は対象になり

ません。以上です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎委員（黒川 武君） よろしいですか。今の答弁をお聞かせいただいて、等の中に宅地も入るんだけど、住宅用地、いわゆる住宅特例の対象の用地以外の宅地は対象になるといったことでよろしいですか。それと、雑種地も対象となるといったことでよろしいでしょうか。これは確認です。

◎税務課長（古田佳代子君） はい。住宅用地以外の宅地は対象になります。雑種地も対象になります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 商業地等の今の質疑の中であったんですが、住宅以外といっても、住宅とお店と兼用している住宅もありますよね。そういった場合はどうなんでしょうか。

◎税務課統括主査（水野珠美君） 併用住宅の場合、住宅用地の軽減が効いているものについては今回の該当のものではなくなります。住宅用地として取り扱われるということになりますので、すみません、追加で説明させていただきます。併用住宅でも居住部分、住宅の部分の割合の低いものについては、非住宅の宅地という判定になりますので、そういったものについては今回の対象となります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑は。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど影響額は概算で100万円程度と言われたんですが、何件分とかというのは、大体の数字は難しいでしょうか。

◎税務課統括主査（水野珠美君） 筆数でいきますと約300筆となります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第32号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

議案第32号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
続いて、議案第33号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略をお願いします」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（片岡健一郎君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第33号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第33号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。